

家賃債務保証の初回保証料を助成します

家賃の支払いを保証する保証会社と契約した際の初回保証料を支払った初回保証料の2分の1を助成します。

申請をお考えの方は、事前に住宅課にお問合せください。



助成金額拡充!

最大

4万円

令和6年度までは、助成上限額が2万円でしたが、令和7年度からは単身世帯の場合2万円、2人世帯の場合3万円、3人世帯の場合4万円となります。

■主な申込資格

- 1 次のいずれかの世帯
高齢者世帯（65歳以上）・障害者世帯・ひとり親世帯
- 2 区内に引き続き1年以上居住していること
- 3 区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住すること
- 4 生活保護を受給していない
- 5 所得制限あり

■助成金額

支払った初回保証料×2分の1（上限額あり）

■申請時期

- ・転居先の賃貸借契約後に申請します。
- ・家賃債務保証会社に初回保証料を支払った日の翌日から90日以内に申請が必要です。

■助成対象となる保証会社

国の家賃債務保証業者登録制度に登録されている家賃債務保証業者

お問合せ

住宅課 居住支援・空き家相談担当
TEL 03-5246-1468

